

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000,000
計	10,000,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月22日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	3,609,997,492	3,609,997,492	東京、名古屋、大阪、福岡、札幌、ニューヨーク、ロンドン各証券取引所(東京、名古屋、大阪は市場第1部)	
計	3,609,997,492	3,609,997,492		

(注) 発行済株式は、すべて議決権を有する株式である。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行している。

< 第1回新株予約権証券（平成14年6月26日決議分）>

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数	4,669個	4,246個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	466,900株	424,600株
新株予約権の行使時の払込金額	2,958円	2,958円
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成20年7月31日まで	平成16年8月1日から 平成20年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,958円 資本組入額 1,479円	発行価格 2,958円 資本組入額 1,479円
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者の退任・定年退職・転籍・死亡の場合における本新株予約権の行使については以下のとおりとする。</p> <p>退任・定年退職・転籍の場合 退任・定年退職・転籍後6ヶ月に限り、行使することができるものとする。ただし、当社取締役を退任後ただちに当社常務役員に就任する場合および当社常務役員を退任後ただちに当社取締役に就任する場合には、退任にあたらぬものとする。</p> <p>死亡の場合 本新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>2 上記1に定める以外の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	-	-

< 第2回新株予約権証券（平成15年6月26日決議分）>

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数	10,564個	9,988個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,056,400株	998,800株
新株予約権の行使時の払込金額	3,116円	3,116円
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成21年7月31日まで	平成17年8月1日から 平成21年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 3,116円 資本組入額 1,558円	発行価格 3,116円 資本組入額 1,558円
新株予約権の行使の条件	<p>1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点の会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要す。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りでない。</p> <p>3 新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	-	-

< 第 3 回新株予約権証券（平成16年 6 月23日決議分） >

	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数	17,043個	15,269個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,704,300株	1,526,900株
新株予約権の行使時の払込金額	4,541円	4,541円
新株予約権の行使期間	平成18年 8 月 1 日から 平成22年 7 月31日まで	平成18年 8 月 1 日から 平成22年 7 月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,541円 資本組入額 2,271円	発行価格 4,541円 資本組入額 2,271円
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要す。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りでない。 3 新株予約権の相続はこれを認めない。 4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	-	-

< 第 4 回新株予約権証券（平成17年 6 月23日決議分） >

	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数	21,040個	21,040個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,104,000株	2,104,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,377円	4,377円
新株予約権の行使期間	平成19年 8 月 1 日から 平成23年 7 月31日まで	平成19年 8 月 1 日から 平成23年 7 月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,377円 資本組入額 2,189円	発行価格 4,377円 資本組入額 2,189円
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 新株予約権者は、当社第101回定時株主総会終結後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要す。 3 新株予約権の相続はこれを認めない。 4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	-	-

当社は、会社法第236条および第238条の規定ならびに第239条の規定に基づき新株予約権を発行している。

< 第 5 回新株予約権証券（平成18年 6 月23日決議分） >

	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数	31,760個	31,760個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,176,000株	3,176,000株
新株予約権の行使時の払込金額	6,140円	6,140円
新株予約権の行使期間	平成20年 8 月 1 日から 平成26年 7 月31日まで	平成20年 8 月 1 日から 平成26年 7 月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 6,140円 資本組入額は会社計算規則第40条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	発行価格 6,140円 資本組入額は会社計算規則第40条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 新株予約権者は、当社第102回定時株主総会終結後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要す。 3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も 2 年間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。 4 新株予約権の相続はこれを認めない。 5 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとする。 	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	-	-

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日		3,609,997		397,049		416,970

(4) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成18年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	275,673	7.64
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	209,613	5.81
株式会社豊田自動織機	愛知県刈谷市豊田町二丁目1番地	200,195	5.55
ヒーローアンドカンパニー (常任代理人 株式会社三井住 友銀行資金証券サービス部)	90 Washington Street New York, NY 10015 U.S.A (東京都千代田区丸の内一丁目3番2 号)	133,454	3.70
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	131,604	3.65
ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	P.O.BOX 351 Boston, Massachusetts 02101 U.S.A (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	119,382	3.31
資産管理サービス信託銀行株式 会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	103,307	2.86
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	83,821	2.32
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	65,166	1.81
株式会社デンソー	愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地	58,678	1.63
計		1,380,896	38.25

- (注) 1 上記のほか、当社が所有している自己株式393,790千株がある。
- 2 上記、各信託銀行所有株式数は、全て信託業務に係る株式の総数である。各信託銀行所有株式数のうち株主名簿上所有株式数が最も多い名義分は、それぞれ次のとおりである。
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)183,908千株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)158,557千株、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)21,910千株
- 3 ヒーローアンドカンパニーは、ADR(米国預託証券)の受託機関であるザバンクオブニューヨークの株式名義人である。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等) (注) 1	普通株式 435,349,600		
完全議決権株式(その他) (注) 2	普通株式 3,172,179,500	31,721,795	
単元未満株式	普通株式 2,468,392		
発行済株式総数	3,609,997,492		
総株主の議決権		31,721,250	

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」は、自己株式393,790,200株と相互保有株式41,559,400株である。

(注) 2 「完全議決権株式(その他)」には、実質株主名簿に記載されていない株式会社証券保管振替機構名義の株式54,400株(議決権544個)および名義人以外から株券喪失登録のある株式が100株(議決権1個)含まれている。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
トヨタ自動車株 (自己株式)	愛知県豊田市トヨタ町 1番地	393,790,200		393,790,200	10.91
東和不動産株	愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目11番27号	35,314,200		35,314,200	0.98
豊田合成株	愛知県西春日井郡春日町 大字落合字長畑1番地	1,658,900		1,658,900	0.05
名古屋テレビ放送株	愛知県名古屋市中区橋 二丁目10番1号	1,172,000		1,172,000	0.03
豊田鉄工株	愛知県豊田市細谷町四丁目 50番地	648,800		648,800	0.02
岐阜車体工業株	岐阜県各務原市鷺沼 三ツ池町六丁目455番地	568,900		568,900	0.02
アイシン高丘株	愛知県豊田市高丘新町天王 1番地	473,100		473,100	0.01
富士通テン株	兵庫県神戸市兵庫区御所通 一丁目2番28号	334,300		334,300	0.01
豊臣機工株	愛知県安城市今本町東向山 7番地	294,600		294,600	0.01
京三電機株	茨城県古河市丘里11番地3	222,400		222,400	0.01
トヨタ紡織株	愛知県刈谷市豊田町一丁目 1番地	201,300		201,300	0.01
トリニティ工業株	愛知県豊田市柿本町一丁目 9番地	145,400		145,400	0.00
福島トヨタ自動車株	福島県福島市太平寺字沖高 25番地	131,200		131,200	0.00
アイシン・エイ・ ダブリュ株	愛知県安城市藤井町高根 10番地	100,100		100,100	0.00
愛三工業株	愛知県大府市共和町一丁目 1番地の1	71,700		71,700	0.00
トヨタ部品三重共販株	三重県津市大字垂水 321番地	53,300		53,300	0.00
トヨタ部品兵庫共販株	兵庫県神戸市長田区北町 二丁目9番地の2	42,200		42,200	0.00
トヨタ部品神奈川共販株	神奈川県横浜市保土ヶ谷区 法泉三丁目27番9号	42,000		42,000	0.00
トヨタ部品広島共販株	広島県安芸郡坂町平成ヶ浜 一丁目7番41号	42,000		42,000	0.00
ネットトヨタ西日本株	福岡県福岡市博多区西月隈 三丁目1番48号	12,700		12,700	0.00
株東海理化電機製作所	愛知県丹羽郡大口町豊田 三丁目260番地	10,200		10,200	0.00
大豊工業株	愛知県豊田市緑ヶ丘三丁目 65番地	10,000		10,000	0.00
アイシン軽金属株	富山県新湊市奈呉の江 12番地の3	9,900		9,900	0.00
津田工業株	愛知県刈谷市幸町一丁目 1番地1	200		200	0.00
計		435,349,600		435,349,600	12.06

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	6,950	6,900	6,120	6,110	6,520	6,430
最低(円)	6,430	5,930	5,430	5,570	5,940	6,120

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりである。

(退任役員)

役名	職名	氏名	退任年月日
専務取締役	情報システム本部長	金田 新	平成18年8月31日